

第3章 資源が循環される社会を築く

第1節 廃棄物の発生抑制

1 生活全般における発生抑制の啓発

(1) ごみ減量化推進事業の実施<廃棄物対策課>

家庭ごみの減量化を促進するため、市町村、市民団体等との協働により平成21年度から「ごみ減量化推進事業」を実施している。

(2) 食品ロスの取組みの推進<廃棄物対策課>

家庭で実践できるごみ減量化の取組みの紹介などに関する出前講座を実施した。

(3) 食育の取組み強化<保健医療課>

保育士や幼稚園教諭を対象に、日常の保育や幼児教育現場で、生産や自然の恵みに感謝し残さず食べることなど、食の循環を意識した食育の実践が図られるよう研修会を開催した。

今後は、平成29年3月に策定した第3次岐阜県食育推進基本計画（平成29年度～33年度）に基づき、「食の循環や環境を意識した食育の推進」に取り組んでいく。

(4) リサイクル工場の見学などのごみ減量の意識高揚<廃棄物対策課>

県内のリサイクル工場の見学などの体験学習を実施し、ごみ減量の意識高揚を図った。

2 環境にやさしい買い物の推進<廃棄物対策課>

(1) 「環境にやさしい買い物」の県民への普及

ごみの発生抑制につながる「環境にやさしい買い物」の県民への普及を図るため、県内大型商業施設2箇所で開催した。

(2) 循環型社会形成の推進

県民、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組みを促進し、循環型社会の実現を目指すため、ホームページ等を活用し、市町村の3Rに関する施策状況について情報提供を行っている。

(3) 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るため、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している。平成28年度は平成29年1月13日から2月12日までをキャンペーン期間として、参加店舗での啓発、懸賞応募企画等を実施した。

(4) 県の調達におけるグリーン購入の推進

県の物品等の調達におけるグリーン購入を推進するため、毎年度「岐阜県環境物品等調達方針」を策定し、全庁的な取組みを進めている。

平成28年度においては、対象となる調達物品等を拡大し、24分類270品目についてグリーン購入を推進し、環境物品の購入実績（調達率（件数ベース））は、92.2%であった。

3 事業者に対する支援<廃棄物対策課>

(1) 排出事業者に対する情報提供体制の確保

排出事業者に対する法令講習会や県ホームページでの情報提供を通じて、事業者の発生抑制の取組みを支援した。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の概況<廃棄物対策課>

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表2-3-1のとおりである。

一般廃棄物のうち、平成27年度のごみの総排出量は673,852 t、1人1日あたりのごみの排出量は906 gであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。

表2-3-1 一般廃棄物の処理状況

| 区 分 | | H25年度 | H26年度 | H27年度 | |
|----------|------------------|----------------------|-------|-------|-------|
| し 尿 | 計画収集人口 (千人) | 112 | 102 | 99 | |
| | 市町村 計画 収集量 | 下水道投入 (百kℓ) | 0 | 0 | 0 |
| | | し尿処理施設 (百kℓ) | 6,083 | 5,949 | 5,835 |
| | | 農地還元 (百kℓ) | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 (百kℓ) | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 (百kℓ) | 6,083 | 5,949 | 5,835 |
| | 自家処理量 (百kℓ) | 4 | 3 | 2 | |
| 合計 (百kℓ) | 6,087 | 5,952 | 5,837 | | |
| ご み | 計画収集人口 (千人) | 2,055 | 2,046 | 2,032 | |
| | ごみ総排出量 (千t) | 生活系ごみ (千t) | 449 | 442 | 437 |
| | | 事業系ごみ (千t) | 191 | 187 | 192 |
| | | 集団回収量 (千t) | 56 | 51 | 45 |
| | | 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日) | 928 | 911 | 906 |
| | | | | | |

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進めている。

平成28年度においては、表2-3-2のとおり循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設)1箇所、マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)1箇所、基幹的設備改良事業(焼却施設)1箇所、先進的設備導入事業(焼却施設)2箇所について、施設整備に努めた。

平成29年3月末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料46、47、48及び49のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。平成28年度の立入検査の実施状況は、表2-3-3のとおりである。

表2-3-2 一般廃棄物処理施設の整備状況

(平成28年度)

| 施設別 | 設置主体名 | 整備規模 | 工期 |
|---------------------------|------------|--------|---------|
| エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設) | 下呂市 | 60t/日 | H28~H30 |
| マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター) | 池田町 | 0.5t/日 | H28~H30 |
| 基幹的設備改良事業(焼却施設) | 可茂衛生施設利用組合 | 240t/日 | H24~H28 |
| 先進的設備導入事業(焼却施設) | 大垣市 | 240t/日 | H26~H29 |
| 先進的設備導入事業(焼却施設) | 西濃環境整備組合 | 270t/日 | H27~H29 |

備考) 県廃棄物対策課調べ

表2-3-3 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況

(平成28年度)

| 区分 | し尿処理施設 | ごみ焼却施設 | 粗大ごみ処理施設 | 埋立処分地施設 |
|--------|--------|--------|----------|---------|
| 箇所数 | 24(2) | 24(2) | 11(1) | 70(5) |
| 立入検査回数 | 22 | 20 | 10 | 63 |

(岐阜市分除く)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 第2次岐阜県廃棄物処理計画の策定<廃棄物対策課>

今後の循環型社会の構築に向けた取組みを推進するための基本方針として「第2次岐阜県廃棄物処理計画」(平成24年度～33年度)を平成24年3月に策定した。平成28年度には中間見直しとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正や平成28年1月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等との整合性に留意し、計画の改定版(平成24年度～32年度)を平成29年3月に策定した。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の概況<廃棄物対策課>

平成27年度産業廃棄物処理動向調査によれば、平成26年度の産業廃棄物の発生量は、資料45のとおり4,841千tと推定されており、前回調査(平成21年度)と比較して1.1%の減少となっている。これを業種別に見ると図2-3-1のとおりで、多量に排出している業種は建設業、農業、下水道業、パルプ・紙、窯業・土石で、これら5業種で約8割を占めている。また、産業廃棄物の種類別にみると、図2-3-2のとおり汚泥39.3%、家畜ふん尿18.7%、がれき類18.6%、金属くず5.0%となっている。

これらの処理状況(農業を除く)は図2-3-3のとおりで、発生量3,934千tのうち、51.2%が資源化され、さらに45.6%が減量化され、3.2%が最終処分されていると推定される。

図2-3-1 産業廃棄物の業種別発生量 (平成26年度実績)

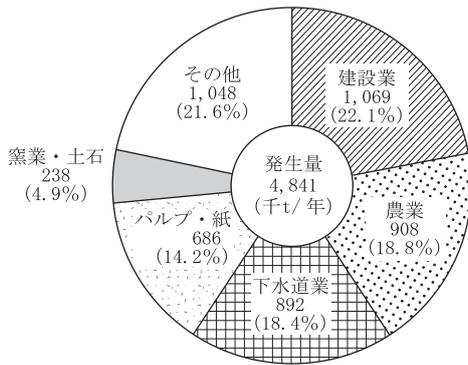
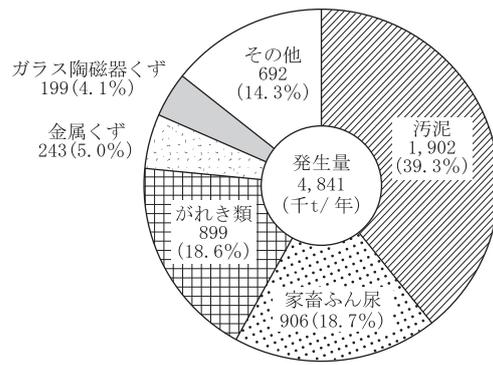


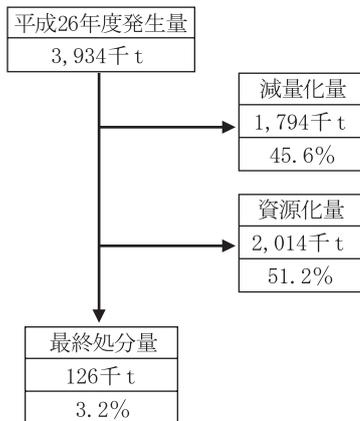
図2-3-2 産業廃棄物の種類別発生量 (平成26年度実績)



備考) 県廃棄物対策課調べ
「平成27年度産業廃棄物処理動向調査」

備考) 県廃棄物対策課調べ
「平成27年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-3-3 産業廃棄物(農業を除く)の処理状況 (平成26年度実績)



備考) 1 県廃棄物対策課調べ 「平成27年度産業廃棄物処理動向調査」
2 下段は発生量に対する比率を示す。
3 端数処理の関係で合計は一致しない。

ア 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し処理を行わなければならない。

イ 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任の一翼を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-3-4のとおりである。

表2-3-4 産業廃棄物処理業者の許可状況

(平成29年3月末現在)

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 産業廃棄物収集運搬業 | 積替を含まないもの | 4,142 (3) |
| | 積替を含むもの | 105 (21) |
| 産業廃棄物処分業 | 中間処分のみ | 246 (30) |
| | 最終処分のみ | 5 (0) |
| | 中間処分、最終処分 | 3 (1) |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 積替を含まないもの | 451 (3) |
| | 積替を含むもの | 13 (3) |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 中間処分のみ | 12 (3) |
| | 最終処分のみ | 1 (0) |
| | 中間処分、最終処分 | 0 (0) |

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

ウ 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-3-5のとおりである。

表2-3-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況

(平成29年3月末現在)

| 施設名 | | 施設数 |
|----------------|--------------|----------|
| 汚泥の脱水施設 | | 6 (1) |
| 汚泥の乾燥施設 | | 3 (0) |
| 焼却施設 | | 34 (1) |
| 区分(重複有り) | 汚泥焼却施設 | 13 (1) |
| | 廃油焼却施設 | 4 (1) |
| | 廃プラスチック類焼却施設 | 11 (0) |
| | その他焼却施設 | 28 (1) |
| 廃油の油水分離施設 | | 3 (0) |
| 廃酸廃アルカリの中和処理施設 | | 4 (0) |
| 破碎施設 | | 182 (13) |
| 区分(重複有り) | 廃プラスチック類破碎施設 | 41 (0) |
| | 木くずがれき類破碎施設 | 179 (13) |

| | | |
|------------|-----|----------|
| 最終処分場 | | 11 (1) |
| 区分 | 管理型 | 8 (1) |
| | 安定型 | 3 (0) |
| シアン化合物分解施設 | | 1 (0) |
| 合計 | | 244 (16) |

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処理業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-3-6のとおりである。

表2-3-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

| 区分 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 事業者 | 506 (107) | 727 (98) | 458 (84) |
| 処理業者 | 662 (113) | 554 (120) | 643 (112) |
| 計 | 1,168 (220) | 1,281 (218) | 1,101 (196) |

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物処理施設の整備における県の関与のあり方については、平成18年に設置した有識者等による検討委員会において検討が行われ、平成20年3月に報告書が提出されたところであるが、この報告書を受け、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成22年1月1日より施行した。

(4) ダイオキシン類対策<廃棄物対策課>

産業廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類の削減を促進するため、焼却施設設置者に対するダイオキシン類の測定指導、恒久対策指導等を行った。

また、平成11年12月15日より「岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例」を完全施行し、法規制未満の小規模焼却施設に対する規制を行っている。焼却炉の構造基準に適合しない施設に対しては、焼却炉の改善を指導し、改善までの間は休止するように指導している。

(5) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物対策<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。同法に従い、事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管について指導を行っている。

(6) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進<農産園芸課>

本県における、農業用使用済プラスチックの排出量は表2-3-7のとおりで、長期的な傾向をみると園芸用資材の長期利用が進んでいることや園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、近年、使用済プラスチックの排出量は徐々に減少してきている。

平成23年度、県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量580tのうち、44%が再生処理され、41%が焼却処理された(図2-3-4)。

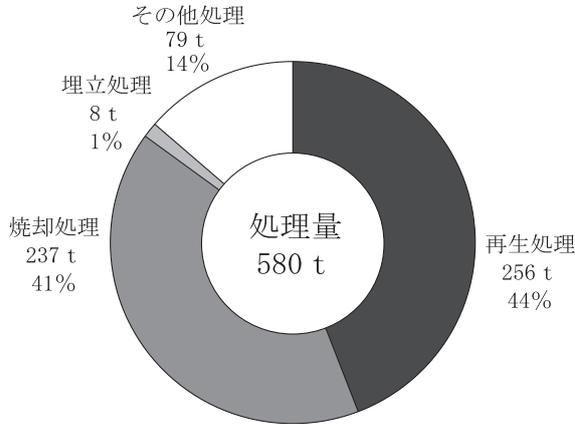
農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。なお、同協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

表 2-3-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

| | 平成18年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 排出量 (t) | 883 | 631 | 580 |

備考) 県農産園芸課調べ

図 2-3-4 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況 (平成23年度)



備考) 県農産園芸課調べ

(7) 家畜ふん尿の適正処理の推進<畜産課>

平成28年度における家畜ふん尿の処理状況は、図 2-3-5 のとおりで、総排せつ量903.2千 tのうち86.5%に当たる780.9千 tが固形物として処理され、残り13.5%に当たる122.3千 tが液状物として処理された。

固形物の98.4%に当たる768.4千 tが発酵又は乾燥処理された後、農地還元による再利用が行われ、残りの1.6%に当たる12.5千 tが焼却等の処理がなされた。

液状物の7.0%に当たる8.6千 tが液肥として農地還元による再利用が行われ、86.8%に当たる106.1千 tが浄化処理された。

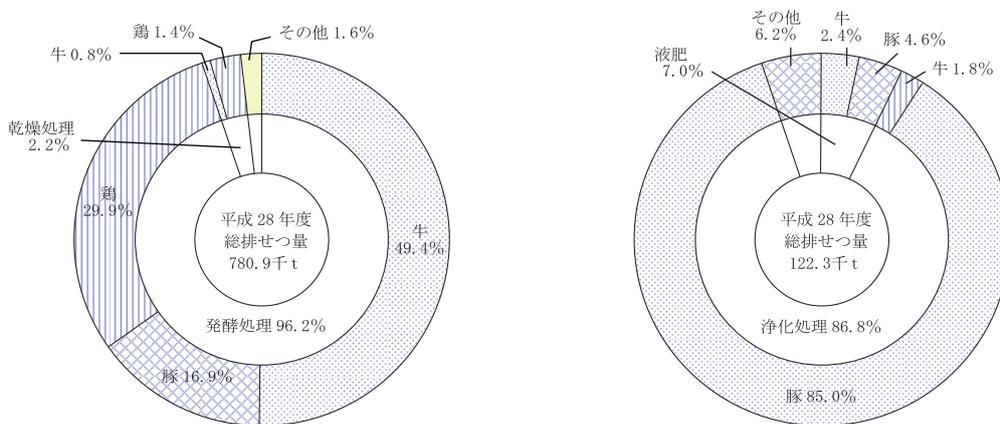
家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、耕畜連携の推進、その有効利用を図るよう指導した。その際、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

このように、家畜ふん尿は農地還元することを前提として指導を行っているが、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うよう指導している。

また、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

家畜ふん尿の農地還元実績は、表 2-3-8 のとおりである。

図 2-3-5 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産課調べ

表2-3-8 家畜ふん尿の農地還元実績

| 区分 | 平成28年度（実績） | |
|----|------------|-----------|
| | 総排せつ量(千t) | 農地還元量(千t) |
| 牛 | 404.8 | 394.8 |
| 豚 | 245.8 | 138.1 |
| 鶏 | 252.6 | 244.1 |
| 計 | 903.2 | 777.0 |

備考) 県畜産課調べ

3 排出事業者等に対する廃棄物関係法令等の理解促進

(1) 排出事業者向け法令講習の開催<廃棄物対策課>

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施しており、平成28年度は2事業者において出前講座形式で講習を実施した。

(2) 食品廃棄物の適正処理に向けた講習会の開催<廃棄物対策課>

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受けて、平成28年度は、食品衛生責任者講習会などで、食品衛生及び不正流通防止対策に関する講習会を開催するとともに、食品製造施設に対する立入調査を実施した。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に向けた周知啓発<廃棄物対策課>

小規模な建設系廃棄物の不適正処理を解消するため、啓発パンフレットを配布するなど、建設業者への法周知を行っている。

4 不適正処理を防止するための監視指導の実施

(1) 組織の構築<廃棄物対策課>

ア 廃棄物不適正処理対策連絡会議（平成8年度～）

不適正処理事案について、県・市町村・警察署・消防署等の関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するために組織している。

イ 不適正処理対策部門の設置（平成14年4月～）

県警警視を室長とする「不適正処理対策室」を設置。（平成14年4月～平成18年3月）

県警警視を課長とする「不法投棄監視課」を設置。同時に警部をチーフ、警部補を非常勤併任職員に配置。（平成18年4月～平成21年3月）

県警警視の併任を解消し、県警警部をチーフ、警部補1名を常勤併任職員、1名を非常勤併任職員に配置。（平成21年4月～）

ウ 廃棄物対策課に監視指導担当を設置（平成23年4月～）

不法投棄監視課の廃止に伴い、廃棄物対策課に監視指導担当を新設し、不法投棄監視監を配置。

エ 岐阜県産業廃棄物対策会議（平成15年度～）

岐阜市椿洞における産業廃棄物不適正処理事案の発覚を受け、県各部局及び県警察本部との緊密な連携のもと、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し、迅速かつ厳格な対応を行うため、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織している。

オ 廃棄物監視指導専門職の設置（平成16年度～）

産業廃棄物の不適正処理事案に対して、県警との連携により監視活動等の強化を図るため、岐阜地域環境室及び各県事務所に警察官OBの専門職を警察本部と併せて任用し配置している。

平成28年度の配置人数は8名（岐阜地域環境室並びに各県事務所1名ずつ計8名）。

カ 食品衛生監視員に廃棄物処理法上の立入検査権を付与（平成28年度～）

食品の製造から廃棄までを一貫して監視するため、食品衛生監視員に廃棄物処理法上の立入検査権を付与する仕組みを構築し、関係部局が連携して食品廃棄物の不正転売事案の再発防止に向けて体制の構築を進めた。

(2) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

ア スカイ&ランドパトロールの実施（平成9年度～）

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。

飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。

平成28年度の実施回数は5回。

イ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

- ・国・他縣市合同での路上検査

県境等で他縣市等との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）

- ・県内全域での路上検査の実施（平成20年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

ウ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

平成28年度の実施回数は450回。

エ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(3) 通報体制の整備<廃棄物対策課>

ア 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

平成28年度末現在の通報受理件数は累計435件。

イ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）及び中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）

(4) 不適正処理事案の公表（平成16年度～）<廃棄物対策課>

県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止・拡大抑止を目的に、産業廃棄物不適正処理事案に関する事実や行政対応の状況を県ホームページで公表している（毎月更新）。

平成28年度末現在の行政処分事案は8件、行政指導事案は12件。

(5) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止し、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保するため、平成19年4月1日より「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を施行した。

(6) ふるさと環境保全委員会の設置（平成15年度～）<廃棄物対策課>

産業廃棄物を処理する施設等が存する地域において、産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、地域住民が処理施設等を監視する組織として、平成15年5月から各地域にふるさと環境保全委員会を設置している。

平成28年度末現在の設置状況は19委員会、256名。

(7) 産業廃棄物立入検査強化事業<廃棄物対策課>

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

平成28年度は、20市町村、58名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

(8) 廃棄物事犯の取締り<警察本部生活環境課>

循環型社会実現のため、循環資源の有効利用及び廃棄物の適正処理に関して廃棄物の処理やリサイクルに関する法整備が行われているが、依然として行政指導に従わない者や、廃棄物を有価物と称して法から免れようとする不適正処理事犯が絶えず、大きな社会問題になっている。

岐阜県警察では、このような情勢を踏まえて関係機関と連携し、

- ・産業廃棄物の不法投棄事犯
- ・暴力団等が関与する組織的な事犯

・行政指導を無視して行われる事犯等を重点に取締りを強化している。
平成28年中の検挙状況は、表2-3-9のとおりである。

表2-3-9 廃棄物事犯関係検挙状況（平成28年1月1日～12月31日）

| | | |
|-------|-----|-----|
| 一般廃棄物 | 53件 | 57名 |
| 産業廃棄物 | 7件 | 11名 |

備考) 県警察本部生活環境課調べ

5 災害発生時における廃棄物の適正処理の推進<廃棄物対策課>

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村に対し本計画と整合のある市町村計画の策定を要請している。

第3節 再資源化の促進

1 岐阜県リサイクル認定製品等の利用推進

(1) 「岐阜県リサイクル製品認定制度」の普及<廃棄物対策課>

廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るために、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者にも利用を呼びかけた。

なお、平成28年度は、再生土木資材4製品、間伐材・小径材を使用した木製品3製品、廃プラスチック再生品3製品等を新たに認定し、平成28年度末合計177製品となった（資料44）。

(2) リサイクル認定製品の利用促進<廃棄物対策課>

「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行った。

2 各種リサイクル法の適正な運用

(1) 「容器包装リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等をさらに促進するため、平成28年8月に「第8期岐阜県分別収集促進計画」を策定した。また、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の徹底、リサイクルの重要性並びに排出抑制について、普及啓発活動を推進した。

(2) 「家電リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

県民への啓発活動を進めるとともに、家電業界、収集運搬業者、市町村と連携を図り、実態を把握しながら、「家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(3) 「自動車リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

平成16年7月1日から開始された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づく解体業及び破砕業の許可事務、引取業及びフロン類回収業の登録事務を行った。また、「自動車リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、県民、関連事業者等に対する法制度等の周知啓発を実施するとともに、解体業者及び破砕業者の事業所への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理の推進を図った。

(4) 「小型家電リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、市町村に本制度への参加や連携を呼びかけるとともに、市町村において取り組みやすい回収方法等について情報提供を行い、「小型家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(5) 建設廃棄物のリサイクルの推進<建築指導課>

「建設リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されているか等を監視するため、5月及び10月に一